○山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例

平成27年9月30日条例第42号 改正 平成29年9月20日条例第21号 平成30年12月25日条例第48号 令和6年3月29日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第1 1条第4項の規定に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会(以下「委 員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるも のとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員6人以内で組織する。
- 2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が 任命する。
- 3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員若 干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項に関する調査審議が終了した ときは、解任されるものとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじ め指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただ し、委員の全員(臨時委員を除く。)が新たに任命された後最初に開催され る会議は、市長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、 開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席 したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。 (その他)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附則

- この条例は、平成27年10月1日から施行する。附 則(平成29年9月20日条例第21号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第19号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。